

令和7年第7回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和7年7月25日（金）

開催場所 富士見市役所 全員協議会室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 15時00分

議長 会長 大曾根 高 男

委員出席状況

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1番	梶 光 宏	出	8番	小 林 薫	出
2番	大曾根 高 男	出	9番	寺 沢 栄 一	出
3番	星 野 幸 夫	出	10番	新 井 稔	出
4番	横 田 利 一	出	11番	前 田 利 行	出
5番	大曾根 貴 枝	出	12番	柳 下 稔	出
6番	平 塚 雄 一	出	13番	長 堀 進	出
7番	木 内 義 雄	出	14番	吉 原 正 美	出
出 席 14名			欠 席 0名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏 名	出欠	担当区域	氏 名	出欠
鶴瀬1	小 川 勝 久	出	南畑1	鴻 村 和 男	出
鶴瀬2	加 治 康 秀	出	南畑2	石 井 浩 二	出
水谷1	田 中 弥 一	出	南畑3	市 川 善 雄	出
水谷2	神 山 保 男	出			
出 席 7名			欠 席 0名		

説明のため出席した事務局職員

事務局長	横田 孝雄	事務局主査	玉川 健一
事務局主任	麻生 優		

事務局長は、令和7年第7回富士見市農業委員会総会の開会を宣言する。

本日の総会は、農業委員14名にて開催します。

農業委員の出席は過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会が成立することを報告する。

富士見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により会長が議長になり議事を進行する。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、次の者を指名する。

- | | | |
|-----|------|----|
| 11番 | 前田利行 | 委員 |
| 12番 | 柳下稔 | 委員 |
| 13番 | 長堀進 | 委員 |

日程第2 議事

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請5件を議題として上程し、事務局の説明後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし4件を許可相当、1件を条件付き許可相当として県に進達することを決定する。

○議案番号 1の1

(事務局説明)

「農地改良・田畑転換」の一時転用の案件です。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、10ヘクタール以上の集団的に存在する農地であることから、第1種農地と判断する。

「一般基準」

- ・改良区からは転用について支障がない旨の意見書が提出されている。
- ・資金については、本計画は埼玉県調整池整備工事業の範囲内で実施されるため、譲渡人、譲受人ともに費用負担はありません。

(担当委員報告)

申請者を訪問し、現地と内容の確認をした結果、やむを得ないと考える。

○議案番号 1の2

(事務局説明)

都市計画法第34条第11号区域の「建築条件付き住宅敷地21棟」の案件です。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、教育施設、医療施設 2 施設から 5 0 0 m 以内、前面道路に上下水道管が埋設されていることから、第 3 種農地と判断する。

「一般基準」

- ・改良区からは転用について支障がない旨の意見書が提出されている。
- ・資金については、証明書の提出により事業に支障がないと判断する。

(担当委員報告)

申請者を訪問し、現地と内容の確認をした結果、やむを得ないと考える。

○議案番号 1 の 3

(事務局説明)

都市計画法第 3 4 条第 1 1 号区域の「自己用住宅敷地」の案件です。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、周辺を宅地等に囲まれており、一団の農地規模がおおむね 1 0 ヘクタール未満の区域内であることから、第 2 種農地と判断する。

「一般基準」

- ・改良区には該当しない。
- ・資金については、証明書の提出により事業に支障がないと判断する。

(担当委員報告)

申請者を訪問し、現地と内容の確認をした結果、やむを得ないと考える。

○議案番号 1 の 4

(事務局説明)

「駐車場敷地」の案件です。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、周辺を宅地等に囲まれており、一団の農地規模がおおむね 1 0 ヘクタール未満の区域内であることから、第 2 種農地と判断する。

「一般基準」

- ・改良区には該当しない。
- ・資金については、証明書の提出により事業に支障がないと判断する。

(担当委員の補足説明)

申請者を訪問し、現地と内容の確認をした結果、やむを得ないと考える。

○議案番号 1 の 5

(事務局説明)

都市計画法第 3 4 条第 1 1 号区域内の「小売業店舗敷地」の案件です。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、周辺を宅地等に囲まれており、一団の農地規模がおおむね

10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断する。

「一般基準」

- ・改良区からは転用について支障がない旨の意見書が提出されている。
- ・資金については、証明書の提出により事業に支障がないと判断する。
- ・本案件については、進入路が2か所ある必要性及び、面積の妥当性に疑義がある状態での申請となっている。

(担当委員報告)

申請者を訪問し、現地と内容の確認をした結果、やむを得ないと考える。

議案第2号 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について1件を議題として上程し、事務局の説明後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、「承認」とする。

○議案番号 2の1

(事務局説明)

事務局において、7月11日に調査した結果、農地は適正に管理されていることを報告する。

(担当委員報告)

現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。

議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認1件を議題として上程し、事務局の説明後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」として決定する。

○議案番号 3の1

(事務局説明)

本件は、相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められている案件です。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、7月11日に調査した結果、いずれも農地として利用されていることを報告する。

(担当委員報告)

所有者を訪問し、現地確認し、自ら耕作し農地として使用されていることを確認する。

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

○議長は、農業振興地域整備計画の変更について1件を議題として上程し、農業振興課の説明後、全委員に諮り、農業委員会の意見を「やむを得ない」とする。

(農業振興課説明)

農業振興地域整備計画の変更に関する理由等を報告する。

日 程 第 3 報 告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規程第3条の規定に基づく専決処分を行ったことを報告する。

(専決の期間 令和7年6月17日から令和7年7月15日まで)

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1件

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 0件

日 程 第 4 協議報告事項

1. その他

議長は、令和7年第7回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

議長 大曾根 高 男

署名委員 前 田 利 行

署名委員 柳 下 稔

署名委員 長 堀 進
